

## 特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

(令和3年7月31日)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表するものです。

### 【配置・育成・教育訓練及び評価・登用に係る目標】

①平成 33 年度(令和 3 年度)までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 26 年度の実績(10.0%)より 10%以上引き上げ、20.0%以上にする。

目標値 (令和 3 年度まで)	目標設定時 (平成 26 年度)	最新値 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
20.0%以上	10.0%	20.0%

②平成 33 年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度の実績(25.8%)の 4.2%以上引き上げ 30.0%以上にする。

目標値 (令和 3 年度まで)	目標設定時 (平成 26 年度)	最新値 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
30.0%以上	25.8%	46.6%

### 【長時間勤務関係の課題解決に向けた目標】

①平成 33 年度(令和 3 年度)までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度の実績(月 11.9 時間)から 32%以上縮減し、月 8 時間以下にする。

目標値 (令和 3 年度まで)	目標設定時 (平成 26 年度)	最新値 (令和2年度)
月 8 時間以下	月 11.9 時間	月 6.9 時間

②平成 33 年度(令和 3 年度)までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成 26 年の実績(6.2 日)より 61%以上引き上げ、10 日以上にする。

目標値 (令和 3 年度まで)	目標設定時 (平成 26 年)	最新値 (令和2年)
10 日以上	6.2 日	6.9 日

### 【仕事と家庭の両立に係る目標】

①平成 33 年度(令和 3 年度)までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 15%以上にする。

目標値 (令和 3 年度まで)	目標設定時 (平成 26 年度)	最新値 (令和2年)
15.0%以上	0.0%	0.0%

